

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年6月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500453 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600028 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 21 年 12 月 15 日の標準賞与額を 27 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成 21 年 12 月の賃金台帳 (賞与) 及び同社が加入していた B 厚生年金基金から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成 21 年 12 月 15 日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、27 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月 15 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料につき納付したか

否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600053号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600030号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月10日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成17年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間について、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。賞与明細書を所持しているため、調査の上、請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書及びA社の回答により、請求者は、平成17年12月10日に、同社から賞与が支給され、標準賞与額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月10日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年12月10日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600085 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600026 号

第 1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年12月20日から同年12月21日に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年12月20日から同年12月21日まで

厚生年金保険の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成6年12月20日となっているが、同年12月21日の誤りなので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の輸入業務を吸収統合したB社の回答により、請求者は、平成6年12月20日までA社で勤務していたことが確認できることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を同年12月21日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500407 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1600009 号

第1 結論

昭和 45 年*月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年*月から昭和 56 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 1 月頃、昭和 45 年*月から昭和 56 年 3 月までの国民年金保険料およそ 50 万円を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号 (以下「記号番号」という。) は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 58 年 4 月 27 日に社会保険事務所 (当時) から A 市に払い出された記号番号のうちの一つであることが確認でき、請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日により、請求者の国民年金の加入手続は、同年 10 月頃に行われたものと推認できるところ、当該加入手続を行った時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、国民年金の被保険者資格取得日まで遡って、請求期間に係るおよそ 50 万円の国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点は、特例納付の申出期間 (昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで) 外であることから、特例納付することはできない。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600001 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1600008 号

第 1 結論

昭和 42 年*月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年*月から昭和 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に母が私の国民年金の加入手続を行い、私が A 店で働き始めるまで母が私の国民年金保険料を納付していた。私の長兄及び次兄も 20 歳になった時に母が国民年金の加入手続を行い、兄たちの保険料を納付していたのに、母が私のみ 20 歳からの国民年金の加入手続及び保険料納付をしていないとは考え難い。また、私が A 店で働き始めてからは、同店の経理担当者であった私の次兄が私の保険料を納付してくれており、私の結婚後からは、次兄から保険料の請求があったため、妻から保険料として渡された現金を次兄に渡して納付してもらっていたので、請求期間の保険料が未納となっているのは納得できない。この度、昭和 49 年 6 月の家計簿が見つかり、当該家計簿に私の保険料を支出した記載がある上、そのほかの年月の家計簿にも私の保険料を支出した記載があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が、請求者に対して払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 42 年*月から昭和 48 年 3 月までの期間は、当初、国民年金に未加入の期間であったが、平成 14 年 6 月 6 日に国民年金被保険者資格の記録を遡及して追加処理したことにより、国民年金の加入期間となったものであり、昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であることから、当該追加処理した時点では、請求期間の国民年金保険料は、時効又は厚生年金保険に加入していることにより納付することができない。

さらに、請求者は、所持する家計簿に自身の国民年金保険料の支出額が記載されていると主

張しているが、請求者から昭和 49 年 6 月の家計簿であるとして当初提出された家計簿については、その後に追加提出された家計簿により、昭和 50 年 6 月の家計簿であることが判明した上、当該家計簿に記載されている 6 月 25 日の支出額 1 万 2,880 円は、昭和 50 年度の国民年金の前納保険料額に一致し、請求者の妻は、昭和 50 年度の保険料を前納していることが国民年金被保険者台帳により確認できることから、当該支出額は、請求者の妻の保険料であると推認できる。また、そのほかの年月の家計簿に記載されている複数回の支出額については、家計簿の摘要欄に、それぞれ「保健料」、「国保」、「国民保険」及び「国保健」と、国民健康保険税（料）の支出をうかがわせる記載がある上、支出額に該当するような当時の国民年金の保険料額はないことから、これらの支出額は請求者の保険料であると認めることはできない。

加えて、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に關与したとする請求者の母、請求者の次兄及び請求者の妻は、いずれも既に亡くなっており、請求期間当時の保険料の納付状況等について確認することができない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500414 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600029 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 5 月 1 日にA事業所に入所し、同年 8 月 31 日付けで退職した。厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 55 年 8 月 31 日となっているのはおかしいので、請求期間を厚生年金保険の被保険者と認め、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A事業所に臨時職員として勤務し、昭和 55 年 8 月 31 日は日曜日で出勤はしていないが、同日付けで退職したので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 55 年 9 月 1 日である旨主張している。

しかしながら、当時、A事業所はB県の出先機関であったところ、同県は、臨時職員の任用に関する書類は保存期間が5年であり、当時の資料は保存されていないことから、請求者の在籍期間、請求期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除について不明である旨回答している上、A事業所の事業を継承したC機構も、請求者に係る資料は保存期間経過により廃棄済みのため、請求者の請求期間に係る保険料控除等について不明である旨回答している。

また、厚生年金保険の被保険者資格は、退職日の翌日に喪失するところ、請求者の雇用保険の加入記録によると、A事業所における離職日は、昭和 55 年 8 月 30 日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 55 年 8 月 31 日）と符合している。

さらに、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日は、昭和 55 年 8 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500446号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年7月1日から同年10月1日まで

私は、請求期間において、A社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。同社同工場に勤務したことは確かなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が記憶する同僚の陳述から判断すると、勤務期間は特定できないが、請求者は、請求期間において、A社B工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社から名称変更したC社は、A社B工場に関連する資料は全て廃棄したとしている上、A社B工場の元工場長及び社会保険事務担当者とされる者は死亡又は所在が特定できず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社B工場に勤務していた従姉妹から誘われて同社同工場に入社したとしているが、オンライン記録及び同社同工場に係る厚生年金保険被保険者原票において、当該従姉妹の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、当該従姉妹は、自身と請求者は、パート又はアルバイトであった旨陳述しているところ、同社同工場に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、パート、アルバイトは厚生年金保険に加入しなかった旨陳述している。

さらに、請求期間について、上記被保険者原票を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。